

Ⅲ 平成23年度事務事業評価調書等

(事務事業評価調書 説明資料)

1 事務事業評価

(1) 実施根拠

<input type="radio"/> 法令等で義務付け	<input type="radio"/> 国の法律等で規定・推奨	<input type="radio"/> 府の条例等で規定・推奨
<input type="radio"/> 市の条例等で規定・推奨	<input type="radio"/> 根拠法令なし	
根拠法令等		

(2) 財政負担

<input type="radio"/> 国庫・府で全額財政負担	<input type="radio"/> 国の財政支援あり（交付税を除く）	<input type="radio"/> 府の財政支援あり
<input type="radio"/> その他機関財政支援あり	<input type="radio"/> 京丹後市単費	

(3) 事業種別

<input type="radio"/> 市民等サービス	<input type="radio"/> 内部管理
<input type="radio"/> 施設等維持管理	<input type="radio"/> 施設等整備

(4) 対象者

<input type="radio"/> 市民	<input type="radio"/> 法人
<input type="radio"/> 団体	<input type="radio"/> その他

(5) 実施方法

<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（	）

(6) 関与の必要性

<input type="radio"/> 受益の範囲が不特定多数の市民に及ぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業
<input type="radio"/> 市民の生命・財産・権利を守るため又は市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業
<input type="radio"/> 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業
<input type="radio"/> 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業
<input type="radio"/> 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業
<input type="radio"/> 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益が及ぶ事務事業
<input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない事務事業

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

<input type="radio"/> 拡大	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> 統合（整理）	<input type="radio"/> 休止	<input type="radio"/> 終了・廃止
--------------------------	----------------------------	--------------------------	------------------------------	--------------------------	-----------------------------

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																									
		実施根拠				財政負担	事業種別	対象者	実施手法							関与の必要性	今後の方向性										
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業	直営				委託	指定	補助費	補助金	負担金	その他	その内容		今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度							
1	奨学金給付等事業	D	市規定	京丹後市奨学金条例	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							5	生活支援安全網	2	現状維持				
2	教育委員会一般経費	A	義務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条及び第2条		—	E	単費														2	現状維持				
3	事務局一般経費	A	義務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条	1	含む	E	単費	1	サービス	3	法人				1				1	該当なし	2	現状維持				
4	外国語指導助手招致事業	D	市規定	京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							1	該当なし	2	現状維持				
5	小学校スクールバス運行管理事業	D	市規定	京丹後市スクールバス運行管理規程	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1						7	生活維持確保	1	拡大				
6	中学校スクールバス運行管理事業	D	市規定	京丹後市スクールバス運行管理規程	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1						7	生活維持確保	1	拡大				
7	小学校施設改修事業	A	義務	学校教育法第5条		—	E	単費																			
8	小学校施設耐震化事業	B	国規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条	1	含む	B	国・一部	4	施設整備	1	市民		1						7	生活維持確保	2	現状維持				
9	小学校施設管理事業	A	義務	学校教育法第5条		—	E	単費																			
10	中学校施設改修事業	A	義務	学校教育法第5条		—	E	単費																			
11	中学校施設耐震化事業	B	国規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条		—	B	国・一部	4	施設整備	1	市民		1						7	生活維持確保	2	現状維持				
12	間人中学校体育館改築事業	B	国規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条		—	B	国・一部	4	施設整備	1	市民		1						7	生活維持確保	2	現状維持				

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																									
		実施根拠			財政負担	事業種別	対象者	実施手法						関与の必要性	今後の方向性												
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業				直営	委託	指定	補助費	補助金	負担金		その他	その他の内容	今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度							
13	久美浜中学校増改築事業	B	国規定	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項	—	B	国・一部	4	施設整備	1	市民	1							7	生活維持確保	2	現状維持					
14	中学校施設管理事業	A	義務	学校教育法第5条	—	E	単費																				
15	幼稚園施設耐震化事業	B	国規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条	—	B	国・一部	4	施設整備	1	市民	1							7	生活維持確保	6	終了・廃止	1	終期到来		平成23年度	
16	幼稚園施設管理事業	A	義務	学校教育法第5条	—	E	単費																				
17	小学校施設改修事業【明許繰越】	A	義務	学校教育法第5条	—	E	単費																				
18	小学校施設耐震化事業【明許繰越】	B	国規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条	—	B	国・一部	4	施設整備	1	市民	1							7	生活維持確保	2	現状維持					
19	幼稚園施設耐震化事業【明許繰越】	B	国規定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条	—	B	国・一部	4	施設整備	1	市民	1							7	生活維持確保	6	終了・廃止	1	終期到来		平成23年度	
20	公立学校施設災害復旧事業	A	義務	学校教育法第5条	—	E	単費																				
21	指導主事設置事業	A	義務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条 京丹後市指導主事の設置、服務等に関する規則	—	E	単費																				
22	学校保健事業	A	義務	学校保健安全法第11条(就学時健診) 学校保健安全法第13条、第15条(児童生徒、教職員結核対策)	—	E	単費																				
23	学校医委嘱事業	A	義務	学校保健安全法第23条(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)	—	E	単費																				
24	学務経費	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1					7	生活維持確保	2	現状維持					

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																									
		実施根拠			財政負担	事業種別	対象者	実施手法							関与の必要性	今後の方向性											
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業				直営	委託	指定	補助費	補助金	負担金	その他		その他の内容	今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度							
25	学校安全対策事業	B	国規定	学校保健安全法第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)	—	C	府・一部	1	サービス	1	市民	1							6	生命財産権利保護	2	現状維持					
26	学校情報化推進事業	E	なし		1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1						7	生活維持確保	2	現状維持				
27	学校再配置検討事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							7	生活維持確保	2	現状維持				
28	学校再配置推進事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1						7	生活維持確保	2	現状維持				
29	教科用図書採択事業	D	市規定	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 京丹後市学校教科用図書選定委員会規程	1	含む	E	単費	3	内部管理																	
30	就学支援・教育相談事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1						7	生活維持確保	2	現状維持				
31	学校教育連携推進事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							7	生活維持確保	2	現状維持				
32	小学校管理運営事業	A	義務	学校教育法第5条	—	—	E	単費																			
33	児童教職員健康管理事業	A	義務	学校保健安全法第13条及び第15条	—	—	E	単費																			
34	小学校通学支援事業	D	市規定	京丹後市児童・生徒遠距離通学補助金交付要綱	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民					1			7	生活維持確保	2	現状維持				
35	小学校教育振興事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1						7	生活維持確保	2	現状維持				
36	小学校教育振興備品整備事業	B	国規定	理科教育振興法 理科教育設備整備費等補助金交付要綱	—	—	B	国・一部	1	サービス	1	市民	1							7	生活維持確保	2	現状維持				

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																												
		実施根拠			財政負担	事業種別	対象者	実施手法							関与の必要性	今後の方向性														
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業				直営	委託	指定	補助費	補助金	負担金	その他		その他の内容	今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度										
37	小学校就学援助事業	B	国規定	学校教育法第19条、学校保健安全法第24条 京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則	—	B	国・一部	1	サービス	1	市民							1			5	生活支援安全網	2	現状維持						
38	小学校スクールサポーター等設置事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1									7	生活維持確保	2	現状維持					
39	小学校教育推進活動実践事業	C	府規定	京の子ども夢・未来体験活動推進事業補助金取扱要領、もうすぐ1年生体験入学推進事業補助金交付要綱、「KYO発見 仕事・文化体験活動」推進事業実施	—	C	府・一部	1	サービス	1	市民	1	1					1	1			7	生活維持確保	2	現状維持					
40	中学校管理運営事業	A	義務	学校教育法第5条	—	E	単費																							
41	生徒教職員健康管理事業	A	義務	学校保健安全法第13条及び第15条	—	E	単費																							
42	中学校通学支援事業	D	市規定	京丹後市児童・生徒遠距離通学補助金交付要綱	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民										7	生活維持確保	2	現状維持					
43	中学校教育振興事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1								7	生活維持確保	2	現状維持					
44	中学校教育振興備品整備事業	B	国規定	理科教育振興法 理科教育設備整備費等補助金交付要綱	—	B	国・一部	1	サービス	1	市民	1										7	生活維持確保	2	現状維持					
45	中学校就学援助事業	B	国規定	学校教育法第19条、学校保健安全法第24条 京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則	—	B	国・一部	1	サービス	1	市民											5	生活支援安全網	2	現状維持					
46	中学校スクールサポーター等設置事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1									7	生活維持確保	2	現状維持					
47	中学校教育推進活動実践事業	C	府規定	京の子ども夢・未来体験活動推進事業補助金取扱要領、「KYO発見 仕事・文化体験活動」推進事業実施要綱	—	C	府・一部	1	サービス	1	市民	1	1									7	生活維持確保	2	現状維持					
48	網野給食センター管理運営事業	B	国規定	学校給食法第4条 京丹後市網野学校給食センター条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1									7	生活維持確保	2	現状維持					

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																										
		実施根拠				財政負担	事業種別	対象者	実施手法							関与の必要性	今後の方向性											
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業	直営				委託	指定	補助費	補助金	負担金	その他	その他の内容		今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度								
49	小学校給食管理運営事業	B	国規定	学校給食法第4条	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1					1		7	生活維持確保	3	縮小					
50	中学校給食管理運営事業	B	国規定	学校給食法第4条	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1					1		7	生活維持確保	3	縮小					
51	地元農産物給食利用促進支援事業	C	府規定	農山漁村活性化総合推進事業補助金交付要綱	—	A	国府全額	1	サービス	1	市民							1		1	該当なし	6	終了・廃止	2	事業見直し			
52	学校給食一般経費	B	国規定	学校給食衛生管理基準	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1								7	生活維持確保	3	縮小					
53	小学校管理運営事業【明許繰越】	A	義務	学校教育法第5条	—	E	単費																					
54	小学校教育振興備品整備事業【明許繰越】	B	国規定	理科教育振興法 理科教育設備整備費等補助金交付要綱	—	B	国・一部	1	サービス	1	市民	1								7	生活維持確保	2	現状維持					
55	小学校管理運営事業【事故繰越】	A	義務	学校教育法第5条	—	E	単費																					
56	小学校事務補助経費	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							7	生活維持確保	2	現状維持					
57	中学校事務補助経費	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							7	生活維持確保	2	現状維持					
58	幼稚園スクールサポーター等設置事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							4	民間補完福祉増進	1	拡大					
59	幼稚園給食管理運営事業	B	国規定	学校給食法第4条	—	E	単費	1	サービス	1	市民		1							7	生活維持確保	2	現状維持					
60	社会教育委員設置事業	B	国規定	社会教育法第15条、京丹後市社会教育委員条例	—	E	単費	3	内部管理																			

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																									
		実施根拠				財政負担	事業種別	対象者	実施手法							関与の必要性	今後の方向性										
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業	直営				委託	指定	補助費	補助金	負担金	その他	その内容		今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度							
61	社会教育指導員設置事業	D	市規定	京丹後市社会教育指導員規則	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							1	該当なし	2	現状維持				
62	成人式開催事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1							1	該当なし	2	現状維持				
63	青少年教育事業	E	なし		1	含む	C	府・一部	1	サービス	1	市民	1			1				2	特定サービス	2	現状維持				
64	成人教育事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1		1				1	該当なし	2	現状維持				
65	家庭教育事業	E	なし		1	含む	C	府・一部	1	サービス	1	市民	1			1				2	特定サービス	2	現状維持				
66	芸術文化事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	3	法人				1				2	特定サービス	2	現状維持				
67	人権教育事業	A	義務	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条		—	C	府・一部																			
68	学校支援地域本部事業	E	なし		1	含む	B	国・一部	1	サービス	1	市民	1							2	特定サービス	2	現状維持				
69	社会教育総務一般経費	E	なし		1	含む	E	単費	3	内部管理																	
70	峰山地域公民館管理事業	B	国規定	社会教育法第21条、京丹後市公民館条例		—	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1						1	該当なし	2	現状維持				
71	大宮地域公民館管理事業	B	国規定	社会教育法第21条、京丹後市公民館条例		—	E	単費	2	維持管理	1	市民	1							1	該当なし	2	現状維持				
72	網野地域公民館管理事業	B	国規定	社会教育法第21条、京丹後市公民館条例		—	E	単費	2	維持管理	1	市民	1							1	該当なし	2	現状維持				

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																									
		実施根拠				財政負担	事業種別	対象者	実施手法							関与の必要性	今後の方向性										
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業	直営				委託	指定	補助	補助	負担	その他	その他の内容		今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度							
73	丹後地域公民館管理事業	B	国規定	社会教育法第21条、京丹後市公民館条例	—	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1							1	該当なし	2	現状維持				
74	弥栄地域公民館管理事業	B	国規定	社会教育法第21条、京丹後市公民館条例	—	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1							1	該当なし	2	現状維持				
75	久美浜地域公民館管理事業	B	国規定	社会教育法第21条、京丹後市公民館条例	—	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1							1	該当なし	2	現状維持				
76	地区公民館管理運営事業	B	国規定	社会教育法第21条(公民館管理)、第22条(公民館事業)、第27条(館長及び主事)、京丹後市公民館条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1			1				1	該当なし	2	現状維持				
77	峰山地域公民館運営事業	B	国規定	社会教育法第22条(公民館事業)、第27条(館長及び主事)、京丹後市公民館条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1								1	該当なし	2	現状維持				
78	大宮地域公民館運営事業	B	国規定	社会教育法第22条(公民館事業)、第27条(館長及び主事)、京丹後市公民館条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1								1	該当なし	2	現状維持				
79	網野地域公民館運営事業	B	国規定	社会教育法第22条(公民館事業)、第27条(館長及び主事)、京丹後市公民館条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1			1					1	該当なし	2	現状維持				
80	丹後地域公民館運営事業	B	国規定	社会教育法第22条(公民館事業)、第27条(館長及び主事)、京丹後市公民館条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1								1	該当なし	2	現状維持				
81	弥栄地域公民館運営事業	B	国規定	社会教育法第22条(公民館事業)、第27条(館長及び主事)、京丹後市公民館条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1								1	該当なし	2	現状維持				
82	久美浜地域公民館運営事業	B	国規定	社会教育法第22条(公民館事業)、第27条(館長及び主事)、京丹後市公民館条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1								1	該当なし	2	現状維持				
83	公民館一般経費	B	国規定	社会教育法第21条(公民館管理)、第22条(公民館事業)、第28条の2(職員の研修)、京丹後市公民館条例	—	E	単費	3	内部管理																		
84	図書館管理運営事業	B	国規定	図書館法第2条(図書館の設置)、第3条(サービス)、第13条(職員の配置)、京丹後市立図書館条例	—	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1							4	民間補完福祉増進	2	現状維持				

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																											
		実施根拠				財政負担	事業種別	対象者	実施手法							関与の必要性	今後の方向性												
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業	直営				委託	指定	補助費	補助金	負担金	その他	その内容		今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度									
85	峰山いさなご施設管理運営事業	D	市規定	京丹後市いさなご工房条例	1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1							1	該当なし	2	現状維持					
86	マスターズビレッジ管理運営事業	D	市規定	京丹後市マスターズビレッジ条例	1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1							1	該当なし	2	現状維持					
87	たちばな会館管理運営事業	D	市規定	京丹後市たちばな会館条例	1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1							1	該当なし	2	現状維持					
88	網野教育会館管理運営事業	D	市規定	京丹後市網野教育会館条例	1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1							1	該当なし	2	現状維持					
89	体育指導委員活動事業	A	義務	スポーツ振興法第19条第1項		—	E	単費																					
90	社会体育団体育成事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	2	団体									1		2	特定サービス	2	現状維持			
91	保健体育総務一般経費	B	国規定	スポーツ振興法第18条第2項、京丹後市スポーツ振興審議会条例		—	E	単費	3	内部管理																			
92	京都府民総合体育大会事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	2	団体									1		2	特定サービス	2	現状維持			
93	市民体育大会事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	2	団体									1		2	特定サービス	2	現状維持			
94	地域スポーツ振興事業	E	なし		1	含む	D	他	1	サービス	1	市民	1	1							1		4	民間補完福祉増進	2	現状維持			
95	青少年スポーツ教室事業	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1								1		1	該当なし	2	現状維持			
96	体育施設管理運営事業	D	市規定	京丹後市社会体育施設条例	1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1							4		4	民間補完福祉増進	2	現状維持			

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																									
		実施根拠			財政負担	事業種別	対象者	実施手法							関与の必要性	今後の方向性											
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業				直営	委託	指定	補助費	補助金	負担金	その他		その他の内容	今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度							
97	社会体育用学校開放施設管理運営事業	D	市規定	京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例	1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1							4	民間補完福祉増進	2	現状維持				
98	保健体育施設災害復旧事業	E	なし		1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1							1	該当なし	6	終了・廃止	1	終期到来	災害復旧完了	平成23年度
99	郷土資料館管理運営事業	D	市規定	京丹後市立資料館条例	1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1						3	個性魅力	2	現状維持				
100	古代の里資料館管理運営事業	D	市規定	京丹後市立資料館条例	1	含む	E	単費	2	維持管理	1	市民	1	1						3	個性魅力	2	現状維持				
101	指定管理施設運営事業	D	市規定	京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民		1			1	賃貸借	3	個性魅力	2	現状維持					
102	文化財保護審議会委員設置事業	D	市規定	京丹後市文化財保護条例第8条	1	含む	E	単費	3	内部管理																	
103	文化財保護啓発事業	D	市規定	京丹後市文化財保護条例	1	含む	D	他	1	サービス	1	市民	1	1						3	個性魅力	2	現状維持				
104	市指定文化財等補助金	D	市規定	京丹後市指定文化財等補助金交付要綱	1	含む	E	単費	2	維持管理	2	団体					1			3	個性魅力	2	現状維持				
105	史跡等維持管理事業	B	国規定	文化財保護法第4条第2項		—	E	単費	2	維持管理	2	団体	1	1						3	個性魅力	2	現状維持				
106	市史編さん事業	D	市規定	京丹後市史編さん委員会及び編さん専門部会設置規則	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1						3	個性魅力	2	現状維持				
107	文化財整理事業	D	市規定	京丹後市文化財保護条例	1	含む	E	単費	3	内部管理																	
108	遺跡整備事業	B	国規定	文化財保護法第113条	1	含む	E	単費	4	施設整備	1	市民	1	1						3	個性魅力	1	拡大				

平成23年度 事務事業評価調書

No.	細事業名称	事務事業評価																									
		実施根拠			財政負担	事業種別	対象者	実施手法						関与の必要性	今後の方向性												
		根拠法令	根拠法令名	市単独事業				直営	委託	指定	補助費	補助金	負担金		その他	その他の内容	今後の方向性	終了・廃止理由	その他の内容	終了予定年度							
109	遺跡発掘調査等事業	B	国規定	文化財保護法第95条		—	B	国・一部	3	内部管理																	
110	文化財保護一般経費	E	なし		1	含む	E	単費	1	サービス	2	団体	1			1	1			3	個性魅力	2	現状維持				
111	市史編さん事業【明許繰越】	D	市規定	京丹後市史編さん委員会及び編さん専門部会設置規則	1	含む	E	単費	1	サービス	1	市民	1	1						3	個性魅力	2	現状維持				